

## 入札制度改革基本方針の取組みについて

入札制度改革基本方針(P6～P9) 「4 具体的な取組み」		H25年度		
		取組み	具体的内容	成果・結果
(1)制限付一般競争入札	制限付一般競争入札は、そのデメリット部分や事務対応上の問題の整理を図りつつ、その対象を現在の設計額おおむね3,000万円以上の工事から順次引き下げを行い、施行の拡大を図ります。また、制限とする参加要件において、工事成績評定点の活用など、優良な企業への配慮について検討を進めます。	○制限付一般競争入札対象工事の拡大	○制限付一般競争を拡大することへの問題等を整理し、拡大する範囲など検討する。	○平成26年度より設計金額2,000万円に拡大するための要綱の改正を実施した。
(2)指名競争入札	指名競争入札は、制限付一般競争入札の拡大に併せ、順次その対象を縮小します。なお、指名業者選定要領の選定基準を見直し、企業の規模などを勘案する中で市内企業の育成に配慮した入札参加指名選定を行います。	○指名業者選定要領の選定基準の見直し	○25年度から、土木工事指名業者選定要領の発注基準を見直し、市内企業育成に配慮した指名選定とする。	○発注基準を見直したことにより、市内企業の指名回数が増加した。
(3)制限付一般競争入札総合評価落札方式	総合評価落札方式は、企業の提案や企業能力を入札に反映できるものの、市内企業参加工事における評価の有効性や工期の確保に配慮する必要があることから、当面は、その適用について、国の動向を参考としつつ、現在の小牧市建設工事総合評価競争入札試行要綱に基づき実施します。なお、現在の最低制限価格の採用については、低入札価格調査制度の採用に改め、更に価格とそれ以外の評価の総合性を高めます。	○総合評価落札方式対象枠の拡大検討 ○低入札調査制度を総合評価落札方式にて実施	○国の施策として、公共工事における総合評価落札方式による入札を推奨している。小牧市では試行要領を作成し年間3～5件程度実施している。 ○味岡中学校(建築・電気・機械)の総合評価落札方式とクリーンセンター改修工事の入札において低入札調査制度により行う。	○総合評価落札方式について拡大可能か検討した。 ○味岡中学校(電気)とクリーンセンター改修工事については、低入札調査基準価格以下での入札であったため、調査を実施し落札者を決定した。
(4)電子入札	電子入札は、おおむね500万円以上の工事及び50万円以上の委託業務において実施していますが、より一層の拡大を図ります。	○電子入札対象案件の拡大	○物品等についても、電子入札を実施する。	○物品等で20件実施し、電子入札の普及を図った。
(5)予定価格	予定価格を事前公表することで、入札参加業者・発注者の事務軽減(採算の見込みない入札回避、入札回数の低減)、不正行為の防止(贈収賄など)及び受注目安による入札不調減少から適切な発注時期の確保が図られており、現状において不都合がないことから、当面は事前公表を維持することとします。ただし、今後弊害が生ずるようなことがあれば見直します。	○予定価格事後公表案件の設定	○国から、予定価格の事後公表への推進を図るよう求められているため、見直しを検討する。	○愛知県は依然として事前公表で入札を実施しており、特に不都合がないため、事前公表にて実施した。
(6)最低制限価格	事前公表により、最低制限価格でのくじ引きが多発しているところ。一方、試行的に実施している現行の算定式による最低制限価格の事後公表においては、くじ引きは発生しないものの、失格者が多く発生しており、入札不調による工事への影響が懸念されます。こうしたことから、当面は最低制限価格の事後公表の拡大を図りつつ、その効果、課題を検証します。併せて低入札調査制度の導入や、新たな最低制限価格算定方法(現行の算定式方式を改め、入札平均価格からの算定による変動型最低制限価格制度など)の検討を進めます。	○低入札調査制度を総合評価落札方式による入札に導入 ○最低制限価格の事後公表枠の拡大	○低入札調査基準価格を総合評価落札方式の入札に導入する。 ○一般競争入札における最低制限価格を事後公表で実施する。	○総合評価落札方式3件、指名競争入札1件に対し低入札調査基準価格制度にて入札を実施し、失格者の発生はなかった。 ○一般競争入札対象の46案件全てを事後公表として実施した結果、くじ引きはなかったが、6案件で失格者が発生した。
(7)市内本店企業への発注拡大	市内本店企業で施工が可能と判断される規模の工事については、積極的に市内本店企業への発注を進めるなど、工事発注基準の見直しを行い、市内本店企業への発注拡大を図ります。また、下請負として市発注工事に市内企業が参入しやすい環境づくりの検討など、小牧商工会議所等関係機関とも連携を図ります。	○下請負として市発注工事に市内企業が参入しやすい環境づくり ○小牧商工会議所との連携	○簡易型総合評価落札方式の評価提案に市内企業の活用項目を設けることにより、市内企業への発注の拡大を図る。 ○小牧商工会議所との懇談会に参加し、市内企業が参入しやすい環境づくりについて意見交換を行う。	○味岡中学校の建築工事の入札における評価提案として市内企業へ下請け発注する提案を受けた。 ○商工会議所建設業部会に出席し、意見交換を行った。その結果、小牧市の入札参加登録を行った企業があった。
(8)前金払	企業の経営環境の改善を図るため、現在の前金払制度に、中間前金払制度を付加することや、出来高融資制度を新たに導入することなど、建設資金に対する対応強化を進めます。	○出来高融資制度の導入 ○中間前金払制度の導入	○両制度を実施する。	○中間前金払制度の利用実績が14件(支払金額6,200万円)あり、企業の経営環境の改善に寄与した。
(9)暴力団等の排除	小牧市暴力団排除条例により、暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者を公共工事の入札に参加させないなど、暴力団の排除について小牧警察署との連携を強化し、排除に必要な措置を講じます。	○暴力団排除に関する取扱要領の改正に伴う運用の実施	○平成24年度に改正した要領に従い、小牧警察署と連携を強化し排除に必要な措置を講じる。	○小牧警察署に照会を行うなど、暴力団排除に向けた必要な措置を行った。
(10)談合等の不正排除	談合等の不正排除については、契約約款、小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づき実施していますが、今後は、指名停止期間の適用において、より厳しい扱いとし、その判断基準の改定を進めます。また、不正防止の取り組み強化や、不正を生みにくい事務管理方法について検討を進めます。	○談合等の不正排除のための指名停止期間の厳格化	○平成24年度に要領を改正。平成25年度から改正基準を基に厳格に対処する。	○指名停止期間が長期化することとなり、不正を行った業者に対する処分を厳格に行うことができた。
(11)工事における品質確保	これまでの監督員の施工プロセスチェックリストによる監理を継続施行するとともに、工事施工中の現場確認の強化や工事成績評定を入札に反映することによる企業対応(品質、出来形など施工管理に対する工夫、改善)の促進など、より良い品質の確保を目指した取組みを進めます。	○工事施工中の現場確認による品質確保	○工事施工中の現場を確認することにより施工時の現場管理等の徹底を図る。	○工事施工中の現場確認を26件実施し、不備部分について指摘を行った。
(12)技術力の向上	市内企業の技術力向上のため、工事検査における指摘事項や標準仕様書等の改正にかかる情報などを企業に伝える方策の整備、工事表彰制度及び研修会の開催などを進めます。	○企業に対する研修会の実施	○関係団体への研修を実施する。	○研修を実施し、市内企業の技術力向上を図った。
(13)入札情報の公開	入札関係情報のホームページへの掲載など、より多くの情報について、公表拡大を進めます。	○入札結果の公表拡大	○ホームページでの公表内容を拡大する。	○市ホームページから入札情報サービスへのリンクを作成し、電子入札案件の入札結果情報を見やすくすることにより公表の拡大を図った。
(14)その他	入札制度改革の基本的方向に則した施策について、調査・研究するとともに、有効な施策については、その施行に向けて積極的に取り組めます。	○入札制度改革の検証及び継続的改善	○入札制度改革検討委員会において、要綱等の必要な改正を行う。	○制限付一般競争入札実施要綱の改正や変動型最低制限価格制度の試行導入などについて、26年度実施に向け検討した。